

～生徒会便り～

新しい校則が決定しました！

校則検討臨時号

令和5年10月13日
国立市立国立第三中学校
校則検討委員会
発行：生徒会 ©

7月に行われた第3回校則検討委員会では、第2回校則検討委員会で検討した案をもとに、生徒が考える新校則の最終案をまとめました。10月10日には、校則検討委員会を代表して委員長(前生徒会長)が、新校則をまとめた答申案を校長先生に提出し、校長先生からの承認をいただくことができました。

下記の新校則は10月16日から施行されます。中学生としての品位を保ちながら、自ら考え正しい判断ができる三中生として、自覚と誇りを持って学校生活を送りましょう。校則検討委員会へのご協力ありがとうございました。

また、この校則検討委員会で前期生徒会本部は任期を満了しました。生徒会本部へのたくさんのご協力、ありがとうございました。後期生徒会本部へのご協力もよろしくお願いいたします。

No.	旧校則	新校則
1	衣替えの期間(移行期間含む) 10月～6月(冬服) 6月～10月(夏服)	衣替えを行う時期を個人の判断に委ねます。ただし、儀式的行事及び全校朝礼等の行事では、その季節の標準服を着用するものとします。
2	校則として明記されていないが、基本的に体育着(シャツ)はしまうことになっている。	体育着の上着(シャツ)は体育授業時25℃以上、ジャージ着用時・登下校時・通常授業時・休み時間時には出しても良いものとします。体育授業時25℃未満は許可を取れば出しても良いものとします。ただし、体育祭開閉会式等を出さないものとします。
3	ひざ掛けの使用は不可。	ひざ掛けの使用を許可します。ただし、教室移動時に体に巻いて歩くことはしません。また、ひざ掛けは個人で責任をもって管理することとします。
4	下着、髪ゴム、靴下等の色の指定あり。	下着、髪ゴム、靴下等の色の指定をなくします。ただし、派手な色は避けることとします。
5	整髪料の使用は不可。	整髪料の使用を許可します。整髪料は家で使用し、校内に持ち込まないこととします。また、無臭のものを使用することとします。
6	ジャンパーやダウンコートの使用は不可。	ジャンパー等、登下校時の着用を許可します。ただし、校内では着用してはいけません。各学年で教室を用意し、その場所で保管することとします。ハンガーは各自持参することとします。